

## あいち市場化テスト監理委員会開催要綱

### (目的)

第1条 愛知県における市場化テストの実施について、その透明性、中立性及び公正性を確保するために、あいち市場化テスト監理委員会(以下「委員会」という。)を開催する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、あいち市場化テストの制度全体の手続きを通じて監理し、市場化テストの実施に係る以下の事項について、必要な意見を述べる。

- (1) 対象事業の選定
- (2) 民競争入札に係る業務の質や内容、入札等の手続、評価基準等を定める実施要項の作成
- (3) 官民競争入札に係る落札者の決定に係る評価内容
- (4) 民間競争入札に係る実施要項、落札者決定に係る評価に対する意見
- (5) 事業の実施に係るモニタリング
- (6) モデル事業に係るモニタリング
- (7) その他市場化テストの公正な競争の確保に関すること

### (委員会の構成等)

第3条 委員会は、知事が依頼する有識者等(別紙)により構成する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

3 委員会に、特別の事項を専門的な見地から調査審議させるため、対象業務に精通した臨時委員を置くことができる。

臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

### (座長等)

第4条 委員会に、座長を置く。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長は、委員の互選により選出する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、他の委員の中から互選で座長代理を選出する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)以外の者を委員会に出席させることができる。

3 委員等は、本要綱の規定により委員会の所掌事項とされた事項のうち、自己、配偶者、四親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族又はこれらの者が特定支配関係(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令(平成18年政令第228号)第3条の特定支配関係をいう。)を有する者の利害に係る事項については関与することができない。

4 委員等は、委員会を通じて知ることができた情報をみだりに公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。

( 会議等の公開 )

- 第 6 条 会議は原則公開とする。ただし、愛知県情報公開条例(平成 12 年 3 月 28 日愛知県条例第 19 条)第 7 条に規定する不開示情報(以下「不開示情報」という。)が含まれる事項について議題とする場合又は会議を公開することにより委員会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、委員会がその一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りでない。
- 2 会議録及び会議資料は原則公開とする。ただし、不開示情報が記録されている場合は、会議録及び会議資料のうちの当該部分は非公開とする。
  - 3 会議録及び会議資料は 5 年間保存する。

( 雑則 )

- 第 7 条 委員会の事務局は、総務部総務課内に置く。
- 2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

あいち市場化テスト監理委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

委 員

稲 澤 克 祐	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授
加 藤 義 人	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 研究開発第一部長 兼 PFI 推進室長
辻 佳 世 子	弁護士
二 村 友 佳 子	公認会計士
船 尾 英 司	三菱電機株式会社名古屋製作所総務部長